

川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付取扱基準

令和3年6月21日

3川崎市第214号

1 趣旨

この取扱基準は、川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この取扱基準における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

3 補助対象経費の取扱い

要綱別表に掲げる補助対象経費のうち、種別ごとに規定した「市長が特に必要と認めるもの」とは、町内会・自治会活動が地域住民の多様な価値観及び自主性のもとに行われることを前提として、次の各号の全てに該当するものを補助対象経費として取り扱う。

- (1) 要綱第1条に規定する、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動であること。
- (2) 町内会・自治会が取り組む公益的な事業活動に直接要した経費であること。当該経費が要綱第3条第3項に対象外経費として規定する団体の運営費等と密接不可分であり、公益的な事業活動に直接要した経費を明確に区分できない場合は、経費支出の主たる目的が公益的な事業活動の実施であると判断できるもの。
- (3) 活動の目的と照らし合わせ、必要以上の数量や奢侈なものではないと判断できるもの。

4 複数の町内会・自治会が共催する事業における各町内会・自治会の負担金の取扱い

複数の町内会・自治会が共催する事業における各町内会・自治会の負担金については、当該共催する事業全体の補助対象経費の金額を限度として、各町内会・自治会の負担金を補助対象経費として取り扱う。ただし、申請者は、要綱第5条第1項に規定する補助金交付申請時及び要綱第9条第1項に規定する変更承認申請時に、当該共催する事業全体の支出予算書と各町内会・自治会の分担金予算額が分かる書類を、要綱第10条第1項に規定する活動実績報告時に、当該共催する事業全体の支出決算書と各町内会・自治会の分担金決算額が分かる書類を提出するものとする。

5 町内会・自治会の一部として活動している老人クラブ、婦人会、こども会等（以下「傘下団体」という。）への活動費の取扱い

傘下団体への活動費については、当該傘下団体の活動費全体における補助対象経費の金額を限度に、傘下団体への活動費を補助対象経費として取り扱う。ただし、申請者は、要綱第5条第1項に規定する補助金交付申請時及び要綱第9条第1項に規定する変更承認申請時に、当該傘下団体の活動費全体の支出予算書又はそれに準ずる書類を、要綱第10条第1項に規定する活動実績報告時に、当該傘下団体

の活動費全体の支出決算書又はそれに準ずる書類を提出するものとする。

6 敬老祝賀会での食事代の取扱い

敬老祝賀会での食事代は、参加人数に 1,000 円を乗じた額を補助対象経費の上限として取り扱う。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。